

# 誰のための安全衛生ですか

(株)スパット北上は地域に役立つためにみんなで取り組み自信をもって「壊すけど創る」ことをしていこう！

# 計画なくして行動なし

安全衛生活動は会社を守るためだけでなく共に働くみんなを守るために  
大事なこと→全員で共通認識

- 安全衛生活動に自主性を持たせられるようチーム作りをする
- 安全衛生に完璧はない、だから継続的改善を繰り返していく

# 安全衛生委員会

## 2020年度安全衛生委員会

2020.4.1  
(株)スバット北上 安全衛生委員会

### —基本方針—

当社の就労災害及び健康障害の防止のため、安全衛生管理に関する必要事項を定め、職場における従業員の安全と健康を確保し、職務遂行の円滑化と生産性の向上に資する

### —重点目標—

安全衛生委員会の責任と権限を明確にし、適正な管理のもと従業員一人一人  
が安全衛生に対する関心を高め、災害防止対策を一層向上させる。

### 1 目次

1. 目次
2. 安全衛生委員会規定
3. 安全衛生委員会組織図
4. 各役職の職務
5. 安全衛生年間計画
6. 月例安全パトロールの実施
7. 自衛消防隊組織図
8. 緊急時連絡体制
9. 緊急時の連絡体制



## 安全衛生委員会規定

### (目的)

第1条 会社は、安全衛生管理規定にもとづき、社員の健康の保持増進を図ることを目的として、安全衛生委員会を設ける。

### (委員会の構成)

第2条 安全衛生委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 1 (1) 総括安全衛生推進者  
(2) 店社安全衛生管理者  
(3) 安全推進者  
(4) 衛生推進者  
(5) 事務局  
(6) 安全衛生委員
- 2 事業者は、委員長以外の委員の半数については従業員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名することとする

### (委員長の任務)

第3条

- (1) 委員長は、委員会議を毎月1回招集する。ただし、委員長が認めるときは臨時に招集することができる
- (2) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の役員または社員を委員会に出席させることができる

### (審議事項)

第4条 第1条の目的とする内容を実現するため、次の事項を審議する。

- (1) 従業員の危険性・有害性または、健康障害防止のための基本的対策に関すること  
(安全衛生教育・健康保持増進 (専門的知識による)・健康診断計画実施等)
- (2) 労働災害の原因調査及び再発防止対策、その他労働災害防止のための必要業務の見直し
- (3) 安全衛生に関する技術的事項の管理 (安全/ハットール実施結果に対する検討)
- (4) 労働基準監督署・各団体からの文書による命令・指示・勧告・指導事項を収集し、全従業員・関係請負人への周知徹底方法の検討
- (5) 安全衛生に関する規定の作成・変更に関すること
- (6) その他、安全・衛生に必要と認められる重要な事項に関すること

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨がない。

### (委員会事務局)

第6条 事務局は営業総務部に置く。

- (1) 事務・補助的業務は地域活性化事業室とする。

### (事務局の任務)

第7条 事務局の任務は次の通りとする。

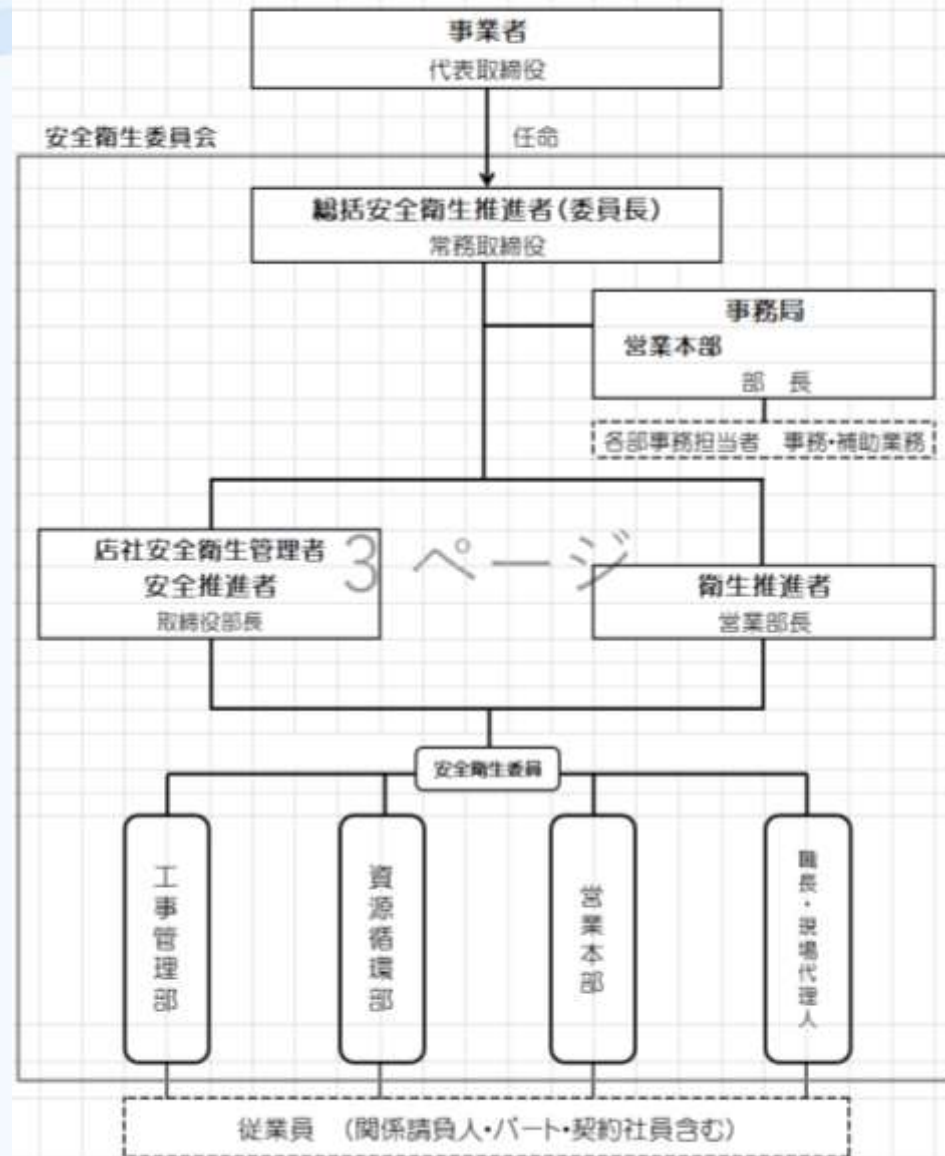
- (1) 委員会の招集事務
- (2) 従業員より議事内容についての公表を求められた場合は、速やかに議事録を公表するものとし、専用のファイルにて事務局が保管管理する
- (3) 委員会議事録・安全/ハットール点検表の作成・変更および保管管理をし、保管期間は3年とする  
また、期限後は委員長に確認を求め承認後、廃棄処分する

### 附 則

#### (施行日)

本規定は、平成 28年 1 月 1日から施行する。

## 安全衛生委員会組織図



## 安全衛生委員会における各役職の職務

### ◎ 総括安全衛生推進者(委員長)

1. 店社安全衛生管理者、安全/衛生推進者、事務局及び安全衛生委員を指揮し、従業員の危険または健康障害を防止するための処置について総括管理する。
2. 従業員の安全衛生教育(健康診断も含め)の実施について総括管理する。
3. 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関することについて総括管理する。
4. 委員会の開催場所は本社事務局2階とし、委員長が認めた場合は開催場所を変更する事が出来る。
5. 委員会の議事進行は委員長(または委員長が指名した者)が行う。

### ◎ 店社安全衛生管理者

1. 次の特定元方事業者等の講ずべき措置を担当者に対して指導する。
2. 少なくとも毎月1回、労働者が作業を行う現場の巡視を行う。
3. 現場の労働者の作業の種類その他作業の実施の状況を把握する。
4. 現場の協議組織の会議に随時参加する。
5. 仕事の工程に関する計画や作業場所における機械、設備等の配置に関する実施状況の確認。

### ◎ 安全推進者

1. 建築物、設備、作業場所・作業方法に危険がある場合、応急措置または適当な防止の措置。
2. 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備を行う。
3. 作業の安全についての教育及び訓練。
4. 発生した災害原因の調査及び対策の検討。
5. 安全衛生委員・その他安全に関する補助者の監督。
6. 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録。
7. その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における安全に関し、必要な措置。

### ◎ 衛生推進者

1. 健康に異常のある者の発見及び処置を行う。
2. 作業環境の衛生上の調査をする。
3. 作業条件、施設等の衛生上の改善。
4. 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備。
5. 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項を行う。
6. 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成。
7. その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置。
8. その他衛生記録表・記載等、職務上の整備。

### ◎ 委員会事務局

1. 委員会議事録、安全/パトロール点検表の作成・変更(委員会で要承認)および保管。
2. 安全衛生委員会・安全/パトロールの結果について、委員会で調査審議した検討・決定事項を全従業員に文書にて周知徹底されるようにする。

### ◎ 安全衛生委員

1. 従業員(関係請負人含む)の安全と衛生を確保するため、工事日報兼安全打合せ・作業前・作業後点検記録表を活用し、危険と健康障害を防止するための処置を講ずる。
2. 直接、総括安全衛生推進者・店社安全衛生管理者・安全/衛生推進者・事務局の指示を遂行するとともに、従業員の意見を徴収し、安全衛生に対する直接的活動の中心となる。
3. 施工計画書の作成、計画通りの実施を行う。また、安全衛生上の問題がないか手順の変更等も含め、状況を把握する。
4. 作業中の労働者に安全又は衛生の直接指導及び監督を行う。

### ◎ 職長・現場代理人

1. 工事現場に常駐し、保安・火災予防・風紀衛生の維持・改善等を行う。
2. 工事の施工上必要とされる労働管理、工程管理、安全管理を行う。
3. 作業所の運営及び安全作業を実施出来る様、総括的に指示指導を行う。
4. 作業間の連絡及び調整を行う。
5. 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする建設業の特定元方事業者は、仕事の工程に関する計画や作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、その機械や設備等を使用する作業に関して、関係請負人が労働安全衛生法令に基づいて講ずべき措置についての指導を行う。

### ◎ 従業員(関係請負人・パート・契約社員含む)

1. 労働安全衛生法及び関係諸法令並びに、当安全衛生委員会主幹の安全衛生規定を遵守し、安全衛生委員の指示に従い、職場の安全衛生に努める。
2. 執務中は会社より指示された服装を着用しなければならない。
3. 必要に応じて、保安帽等の保護具を着用しなければならない。
4. 常に整理整頓・清潔保持に留意し、これを実行しなければならない。
5. 安全装置を必要とする機械・器具を取り扱うときは、安全装置を使用しなければならない。



2020年度 安全衛生管理年間計画書

実施項目	実施詳細事項	年間スケジュール											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	定例安全衛生委員会の開催	毎月第1回実施											
2	安全パトロールの実施	毎月2回(週日)実施											
3	施工計画設置届の審査指導	随時実施											
	災害防止協議会の実施	作業所毎に1回実施											
4	各種技能講習会への参加	適任者を選定し、随時受講させ資格取得を指導											
5	現場安全教育訓練の実施	作業所毎に1回以上で計4時間以上実施											
6	定期健康診断の実施	年1回の実施											
	春の交通安全運動の実施	本社・作業所毎に実施											
6	全国安全週間 の行事実施	準備月間を含め、本社・作業所毎に実施											
	年末年始災害防止活動の実施	準備月間を含め、本社・作業所毎に実施											
7	全国労働衛生週間 の行事実施	準備月間を含め、本社・作業所毎に実施											
	年末労働災害防止活動の実施	準備月間を含め、本社・作業所毎に実施											
8	安全大会の開催	安全衛生に関わる講話や教育訓練を年2回実施											

安全衛生活動年歴予定表

安全パトロールの実施

《開催日時》

原則、毎月第一・第三水曜日とし時間については、就労時間内とする。  
※日時について、対象現場数と現場位置により変動する場合があるため、委員長が日時とパトロール員を調整し、実施するものとする。

《参加者》

安全委員会組織図による構成員  
※安全衛生委員会にて必要と認められた者もパトロール員とする。  
委員長、安全/衛生推進者が必要と認められた者もパトロール員とする。

《対象現場》

元請工事と下請工事(関係請負人)  
※下請工事でも元請業者による適正な安全衛生教育および管理がなされている現場については、委員長の判断により除外することが出来る。  
併せて、短期間工事(2週間以内)や軽作業工事についても委員長の判断により除外できるものとする。

《パトロール内容》

建設業法・労働基準法・労働安全衛生法に基づく、弊社様式を使用する。

《パトロール点検表の記録》

パトロール員の中から記録者を選任する。

《パトロール実施後の流れ》

- ① 職長・現場代理人は、パトロール内容で指摘事項の処置・改善結果を書面等で報告し、安全パトロール担当者へ速やかに提出する。
- ② 指摘事項に対しての是正内容をパトロール担当者が確認し、事務局へ提出する。
- ③ 翌月の安全衛生委員会までに、パトロール内容の調査・審議・検討を行うパトロール点検表の指導・是正・その他、問題となる事項を議題とする。
- ④ 安全衛生委員会事務局にて、その結果を全従業員・関係請負人へ書面等にて周知徹底させる。

《パトロール点検表の保管管理》

安全衛生委員会規定 第7条(3)に基づく





# 活動事例① 安全衛生目標の策定と周知


**1月度安全衛生目標**

**【不安全行動の防止】**

**もう一度  
初心に戻り 再確認**

**【感染症予防の徹底】**

**栄養・睡眠・休養で  
ココロとカラダの免疫アップ**



株式会社スパット北上

周知方法：掲示と朝礼



# 活動事例② 安全衛生十訓による行動規範

## ㈱スパット北上 安全十則

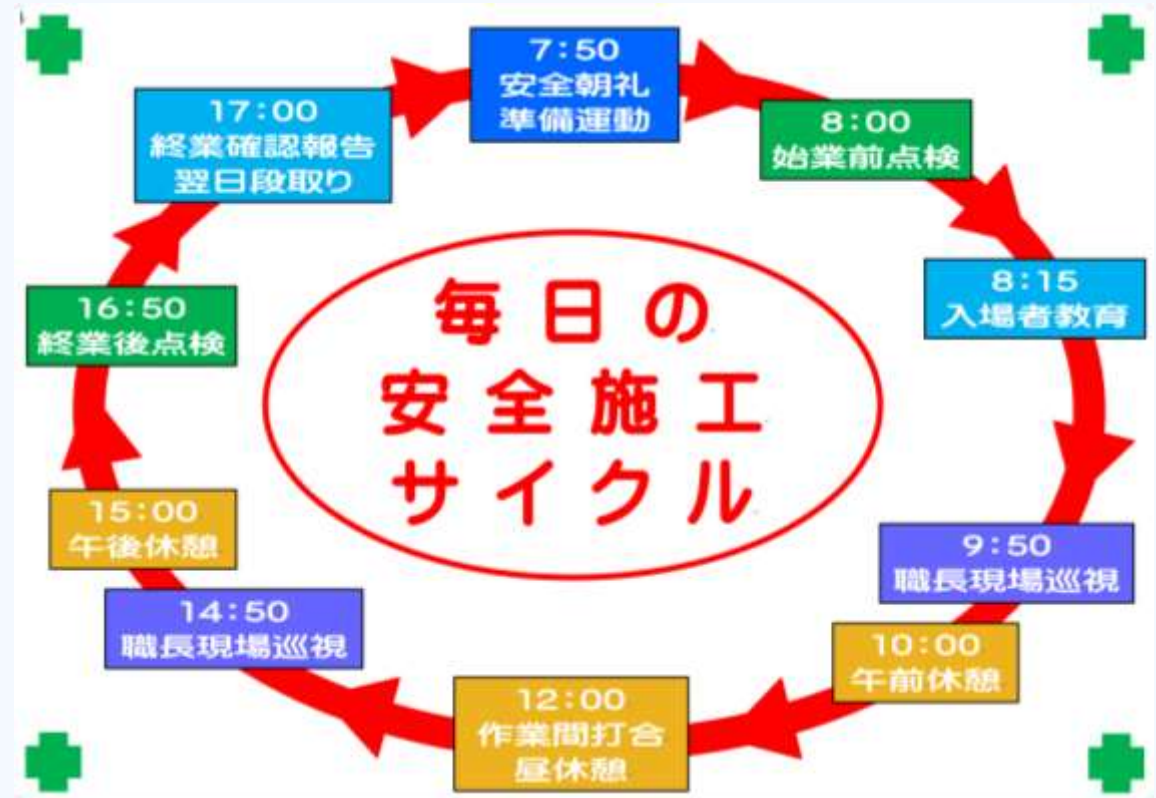
- 一、いつでも明るく元気よく
- 一、いつでも仲良く協力し合う
- 一、いつでも教えをよく守る
- 一、いつでも急がず段取り八部
- 一、いつでも整理整頓を心がけ
- 一、いつでも作業前後点検整備
- 一、いつでも作業手順徹底順守
- 一、いつでもこまめに報連相
- 一、いつでも無茶や油断は禁物
- 一、いつでも不安から脱却追求

## ㈱スパット北上 衛生十則

- 一、いつもきちんと身だしなみ
- 一、いつも早寝早起き虫歯ゼロ
- 一、いつも互いの立場に立って
- 一、いつも慣れずに新鮮な気持ち
- 一、いつも清潔！掃除はこまめ
- 一、いつも手洗いうがいは当たり前
- 一、いつも水回り便所は清潔に
- 一、いつも酒や遊びはほどほどに
- 一、いつもあわてぬ身体の準備
- 一、いつも教えや規則はよく守れ

周知方法：掲示と朝礼

# 活動事例③ 工事現場の掲示板



現場を外から見る習慣化（第三者目線）



# 活動事例④ 店社安全衛生パトロール (月2回)

パトロール点検表		2019年11月改定	
点検月日	2020年 11月 11日 (水)	パトロール員	小田島 晋士男
工事名	大穂町小穂第4・第5・第19仮設団地解体工事	指揮	佐藤 雅雄
副長名	佐藤 雅雄	守山 浩一	
発注者	千田工業㈱	点検判定	良好:○ 指導:△ 是正:× 該当なし:／
作業内容	内部解体、上層解体		
点検項目	点 検 細 目	判 定	指摘事項
安全衛生 管理体制	1 安全経工サイン・安全掲示板の設置	○	
	2 建設業許可証の掲示	○	
	3 工事看板・規制標識・工事標識の設置状況	○	
	4 労災保険関係成立票・建設共通作業業主工事現場の掲示	○	
	5 各種作業主任者の選任	○	
	6 緊急連絡体制図・現場連絡図・安全管理連絡図の掲示	○	
	7 工事日報管理リスクアセスメントの記録	○	
	8 新規入業者教育の実施記録	○	
	9 施工作業資格の整備(下請契約書の写し・再下請通知書の送付)	○	
	10 道路使用許可証	○	
環境・整頓	11 職長又は現場代理人の管理が行き届いているか	○	
	12 現場事務所・休憩所の整理・整頓状況及び表示	○	
	13 現場事務所周辺の整理整頓状況及び作業経路の確保	○	
	14 資材・仮設材・種材の識別管理状況	○	
建設機械 クレーン等 災害の防止	15 運転者・作業者の資格者証携帯	○	
	16 始業時の点検記録	○	
	17 作業半径立入禁止措置	○	
	18 合図音・誤指令の回避状況	○	
	19 未たる用途以外の使用	○	
	20 運転停止中の措置	○	
	21 作業半径内に飲酒・喫煙等の不具合箇所はないか	○	
	22 点検色は確認されているか	○	
墜落・転倒 災害・落下 災害の防止	23 開口部・ピットの養生状況	○	
	24 安全帯取付設備(懸網含み)と安全帯の使用状況	○	
	25 足場材等の曲がり、変形、損傷等の不具合箇所はないか	○	
	26 足場の震動防止及びび物の落下防止措置の状況	○	
	27 敷板・蹴角・脚部固定状況・発動防止の状況	○	
	28 仮囲いの柱材の端は地面又は建物へ重直されているか	○	
	29 仮囲いのネット又はシートは固定されているか	○	
	30 作業床の設置及び整理状況(高さ2m以上の作業には幅40cm以上)	○	
	31 高さ、深さが1.5m以上の作業場面の昇降設備設置	○	
	32 補子の設置状況(先端部が50cm以上突出・75度以内の角度で固定)	○	
電気・火災 災害の防止	33 危険箇所の立入禁止の措置がしてあるか	○	
	34 架空線直柱防護措置	○	
	35 電気設備、電気線、配電盤のアース線の措置及び不具合箇所はないか	○	
	36 電工ドラム、延長コード類の使用状況	○	
その他	37 可燃物、油類、燃料類の管理状況	○	
	38 喫煙所の指定	○	
	39 消火器の設置及び表示、火元責任者の表示	○	
	40 緊急時の設置	○	
	41 騒音・保安帽・その他保護具の使用状況	○	
	42 公害災害防止対策	○	

番号	是正措置内容	報告者	印	確認者印
1	移設/新しく作り直した供設防とに記入しお貼り			

番号	是正前	是正後
		第19仮設団地 兼共通工業による上層解体 写真 第4仮設団地は内部解体
		第6仮設団地 8階建てによる上層解体 写真
	写真	写真

社長	職務安全衛生 推進者	事務局	安全推進者	衛生推進者	担当者

※ 記入後事務局へ一 承認 一 安全委員会承認 一 事務局 一 通知 一 事務局保管

周知方法：回覧と閲覧



# 活動事例⑤ ウイルス感染防止対策基準の設定

ウイルス感染対策基準	
平常時	衛生十訓の励行 体温管理 三密時マスク着用
LEVEL1 国内流行	各所消毒液の設置 啓蒙標識の増設 こまめな換気 ソーシャルディスタンス徹底 全車除菌剤設置 チャットワークによる報連相
LEVEL2 国内大流行 県内流行	常時マスクの着用 感染防止ルームの設置 集会中止、ネット会議 飛沫防止カーテンの設置 外来者ミーティングルームの設置
LEVEL3 県内大流行 市内流行	相乗り原則禁止 原則直行直帰 テレワーク（変則シフト） 外出制限
LEVEL4 市内大流行	全社員テレワーク（厳戒シフト） 外出禁止

ウイルスの脅威を軽視しないこと！



周知方法：掲示と朝礼、社内チャット

# 安全衛生に対する心構え

- 大事なことから習慣化する
- 「やれ」ではなく「やろう」
- トラブルに対しては穏やかに感情をあらわにしない  
重要なのは「叱る」ことではなく「知る」ことで再発防止策をしっかりと講じること、そして全員で共有すること
- 何より、社員は家族  
モノは修理したり買いなおができるけど、人の心と体と信頼は簡単に修理も買いなおしても効かない

私の会社がした良いことも悪いことも全部、私だけの  
ことではなく社員やその家族それと地域と業界の皆さんにも影響することを絶対に忘れてはならない

安全衛生の根幹は一人でも取り組めるが一人だけ取り  
組んでも何も結果を出すことはできないということ

一人でも多くが将来に希望が持てるよう協力して生き  
ましょう